

第五十七号議案

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年東京都条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条第二項の規定に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び法」を削る。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二第一の部一の款(三)の項中「作業場」を「製造場、調理場、加工場又は処理場（以下これらを「作業場」という。）」に改め、同部三の款(一)の項イ中「水道水」を「水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道により供給される水（以下「水道水」という。）」に改め、同表第三の部十五の款中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め、同款(一)の項中「せり場」を「競り場」に改め、同款(二)の項中「せり台」に改め、同款(三)の項中「せり場」を「競り場」に改め、同部十六の項中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同部二十六の款中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同款(一)の項中「醸造醤油製造」を「醸造しょうゆ製造」に改め、同款(二)の項中「アミノ酸醤油（半製品を含む。）製造」を「アミノ酸しょうゆ（半製品を含む。）製造」に改め、同部

三十一の款中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同款(一)の項中「製めん」を「製麺」に改め、同款(二)の項中「製めん機」を「製麺機」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）附則第五条の規定により同法第一条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十条第二項の規定により定められた基準によることとされる公衆衛生上必要な措置については、この条例による改正前の食品衛生法施行条例第二条、附則第二項及び別表第一の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）の施行による食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。